

玉村町役場 都市建設課 企業誘致係 宛

「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例（案）」に関する意見について

募集期間 平成30年1月4日（木）から平成30年1月31日（水）まで

住所（所在地）		性別	
氏名（団体・法人名）		年齢	
勤務先（在学名）		連絡先	

※住所・氏名・連絡先は必ずご記入ください。

意見記載欄

※提出方法については裏面をご覧ください。

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。なお、提出方法により提出時間等が異なりますのでご注意ください。

○提出方法

(1) 郵送による場合

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
玉村町役場 都市建設課 企業誘致係 行

(提出期限：平成30年1月31日(水)必着)

(2) ファックスによる場合

0270-65-2592 (代表)

(提出期限：平成30年1月31日(水)午後5時15分必着)

(3) 電子メールの場合

tosi@town.tamamura.lg.jp

※件名に必ず「玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)に関する意見について」と記載してください。

※意見提出様式のファイルを暗号化するなど、セキュリティ対応をお願いします。

(提出期限：平成30年1月31日(水)午後5時15分必着)

(4) 直接ご提出いただく場合

平日の午前8時30分から午後5時15分までに町都市建設課企業誘致係窓口(役場2階)に直接ご提出ください。土曜日・日曜日・祝日は提出できません。

(提出期限：平成30年1月31日(水)午後5時15分必着)

※意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の内容(住所・氏名・勤務先および在学校名・性別・年齢・連絡先)は公表しません。

※個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

○問い合わせ先

玉村町役場 都市建設課 企業誘致係 電話0270-64-7707 (直通)